

サポート要件に適合すると判断した審決を取り消した事例 —永久磁石の樹脂封止方法事件—

知財高裁令和5年9月20日（令和3年（行ケ）第10152号）
裁判所ホームページ

知的財産法研究会
弁護士・弁理士 ^{たのうえ} 田上 洋平

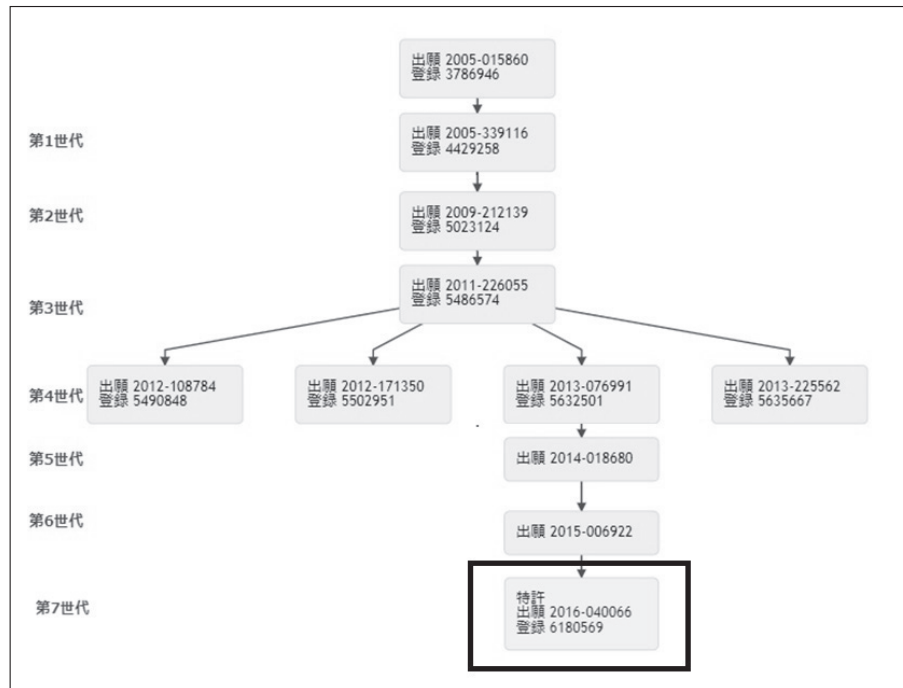
第1 事案の概要

本件は、名称を「永久磁石の樹脂封止方法」とする特許権（特許第6180569号、以下「本件特許権」という。）を有する被告に対し原告が請求した特許無効審判（無効2020-800097号事件、以下「本件審決」という。）に対し、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決がなされたことから、同審決の取消を求めて原告が提起した審決取消訴訟である。

原告の主張していた無効理由及び審決の取消事由は多岐にわたるが、本稿では審決を取り消す理由とした取消事由6（サポート要件違反）についてのみ扱う。

第2 本件特許権

本件特許権は、下図のとおり最初の親出願（平成17年1月24日に申出た特許出願（特願2005-15860号）からみて第7世代の出願にあたる。



本件特許権の特許請求の範囲は次のとおりである。

【請求項 1】

複数枚の鉄心片が積層された回転子積層鉄心の複数の磁石挿入孔にそれぞれ永久磁石を挿入し、前記各磁石挿入孔に前記永久磁石を樹脂封止する方法において、

前記回転子積層鉄心を、上型及び下型の上に配置して、前記上型及び前記下型同士が当接することなく、前記下型及び前記上型で前記回転子積層鉄心を押圧し、前記回転子積層鉄心の前記磁石挿入孔に前記永久磁石を樹脂封止することを特徴とする回転子積層鉄心への永久磁石の樹脂封止方法。

【請求項 2】

請求項 1 記載の回転子積層鉄心への永久磁石の樹脂封止方法において、前記下型を上昇させることによって、前記回転子積層鉄心を前記下型及び前記上型によって押圧することを特徴とする回転子積層鉄心への永久磁石の樹脂封止方法。

【請求項 3】

請求項 1 又は 2 記載の回転子積層鉄心への永久磁石の樹脂封止方法において、前記上型に前記磁石挿入孔に樹脂部材を押し込むポットが設けられていることを特徴とする回転子積層鉄心への永久磁石の樹脂封止方法。

第 3 明細書の記載

本件特許権の明細書及び図面には次の記載がある。

1 先行技術文献及び課題

【特許文献 1】 特開2002-34187号公報（図 1～図 6）

なお、同公開公報の図 6 は次のとおり。